

第四十四回帝國議會
衆議院

埼玉縣下郡界變更ニ關スル法律案委員會會議錄(筆記)第一回

(二五〇)

委員會成立

本委員ハ大正十年三月十日議長ノ指名ヲ以テ左ノ通リ選定セラレタリ

竹上藤次郎君 鳩山 一郎君 中島 守利君

樋口伊之助君 長谷川宗治君 山崎 猛君

綾部惣兵衛君 神谷 彌平君 矢島 專平君

同月十一日午前十時三十分委員長理事互選ノ爲各委員參集ス其ノ氏名左ノ如シ

竹上藤次郎君 鳩山 一郎君 中島 守利君

樋口伊之助君 長谷川宗治君 山崎 猛君

神谷 彌平君

年長者樋口伊之助君投票管理者トナル

○投票管理者(樋口伊之助君)ハ委員長及理事ノ互選ヲ行フベキ旨ヲ宣告ス

○中島守利君ハ投票ヲ用キズ竹上藤次郎君ヲ委員長ニ推薦シ理事ハ委員長ノ指名ニ一任スベシトノ意見ヲ提出ス

○投票管理者(樋口伊之助君)ハ中島君ノ意見ニ異議ナキヲ認メ竹上藤次郎君ハ委員長ニ當選シタル旨ヲ宣告ス

〔此ノ時投票管理者退席シ竹上藤次郎君委員長席ニ著ク〕

○委員長(竹上藤次郎君)ハ矢島專平君ヲ理事ニ指名シ散會ヲ宣告ス

于時午前十時三十五分

會議

大正十年三月十二日午前十一時開議

出席委員左ノ如シ

竹上藤次郎君 中島 守利君 樋口伊之助君

長谷川宗治君 山崎 猛君 神谷 彌平君

矢島 專平君

出席政府委員左ノ如シ

内務省神社局長兼地方局長 塚本 清治君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

埼玉縣下郡界變更ニ關スル法律案

○委員長(竹上藤次郎君) 是ヨリ埼玉縣下郡界變更ニ關スル法律案委員會ヲ開會致シマス

○神谷彌平君 提案者ノ御説明ヲ……

○長谷川宗治君 此案ハ秩父郡ノ名栗村、吾野村ノ二箇村ヲ同縣下ノ入間郡ヘ編入シタイト云フ案デゴ

ザイマシテ、此二箇村ハ其昔入間郡ニ屬シテ居リマシタコトハ、實地ニ於テ明ナ事デゴザイマス、是ハ元

ト入間郡ハ、入間郡並ニ高麗郡ト云フ二郡ガ合シテ現在ノ入間郡ニナッタ、是ハ高麗郡ノ中ニ屬シテ居

タモノデアリマス、ソレヲ聞ク所ニ依リマス、元祿年代ニ於テ秩父ニ陣屋ヲ置キマスノデ、石高ガ足り

ナイトカ何トカ申シテ、遂ニ秩父郡ノ方ニ編入サレタコトニナツテ居リマス、由來此二郡ハ全ク秩父郡ト

ハ趣ヲ異ニシテ居リマシテ、其中間ニ在リマスル正九峠並ニ山伏峠、此峠ガ大ナル峠デアリマシテ、到底

車馬ノ交通ガ出來マセヌ、デ此事ニ就テハ、埼玉縣ニ於キマシテハ、此開鑿ヲ致サント致シテ、段々其道路

ヲ改修致シテ見マシタケレドモ、麓ニ行ツテ迎モ出來マセヌ、中々麓マデ拵ヘマスニハ數十萬ノ金ヲ要シ

マス、其峠ガ一方ハ三里許リアリマス、其三里ノ峠ヲ越シマスニハ、隧道ヲ拵ヘナケレバ、到底開鑿致シマ

シタ所ガ婦女子ナドハ通行出來マセヌ、今日ノ所デハ全ク道ハ從前ノ通りデアリマシテ、人ガ漸ク通行

スルニ止マリマシテ、車馬ノ如キハ通行ハ出來マセヌ、ソレモ冬季ニ至リマスニ絕對ニ通行ガ止マル、ソ

レデ秩父郡ノ方ニ參リマスニハ、サウ云フ次第デアリマシテ、之ニ反シマシテ入間郡ニ參リマスニ就テ

ハ、平坦ナル道路ガアリマシテ、入間郡ノ飯能町ニ直

キニ參リマス次第デ、ソレ故ニ總テノ機關ガ入間郡ニ屬シテ居リマス次第デ、即チ區裁判所ノ如キ、登記

所ノ如キ、警察署ノ如キ、其他郵便局ノ如キ、電信ノ如キ、總テノモノガ入間郡ニ屬シテ居リマス、其他營

業上ノ組合ダトカ何トカ、總テノモノガ入間郡ニ屬シテ居リマス、是ハ入間郡ニ編入致シマスノハ洵ニ

至當デアルト考ヘテ居リマス、到底秩父郡ノ方ヘハ交通ガ不便デ、ドウシテモ往復ガ困難デアリマス、ソ

レ故ニ此二村ハ入間郡ニ編入シタイト云フ法案デゴザイマス、ソレデ此二箇村ノ人民ハ非常ニ入間郡ニ

入ルコトヲ希望シテ居リマシテ、書類ヲ見マスレバ明治十二年カラ埼玉縣ノ方ヘ出願シテ、既ニ衆議

院、貴族院等ヘモ請願ヲシテ通過シタコトガ三四回アリマス次第デ、ドウゾ此意味ニ於キマシテ編入換

ニナリマスヤウニ、偏ニ希望スル次第デアリマス

○樋口伊之助君 一寸政府委員ニ御尋致シマスガ、政府トシテハドウ云フ御考デゴザイマセウカ、只今

長谷川君カラ詳細ナ御説明ハ承リマシタガ、當局者ノ御考ハドウ云フ風ナンデゴザイマセウ、一寸承リ

タウゴザイマス

○塚本政府委員 此名栗、吾野兩村ハ秩父郡ニ於キマシテモ、只今御述べニナリマシタ通り、所謂外秩父

ノ一部デアリマシテ、内秩父トハ地勢ガ自ラ違フテ居

リマス、内外秩父ノ關係、内秩父雙互ノ間ノ如クデハ

ナイ、即チ此二箇村ト内秩父トノ關係ト云フモノハ

實ハ密接デナイ、地勢上カラ申シマシテモ、亦郡行政

ノ上カラ見マシテモ、經濟的關係カラ見マシテモ、自

ラ内秩父トハ別ニ見ルベキ理由アリト考ヘル、故ニ

此二箇村ガ秩父ヲ脱シテ他ノ郡ニ編入セラレンコト

ヲ希望スルコトニ就テハ尤ダト考ヘル、將來何レノ

時期カニ於テ編入換ヲシナケレバナラヌト思ヒマス、併ナガラ若シ此二箇村ヲ離シマス、秩父郡ノ郡

自治體トシテノ財政上ニモ多少ノ關係ガアリマスノ

デ、從來此編入換ヲ實行スルコトヲ見合シテ居リマ

シタ、併ナガラ其關係モ漸次解決ヲ見得ルヤウナ風

ニナツテ參リマシタカラ、愈々編入換モシテ宜シイヤ

ウニ考ヘルヤウニナツテ參リマシタ、ケレドモ實ヲ申

シマス、マダ少シ決定シ兼ねテ居ル、大體ニ於テ編

入換ハ已ムヲ得ヌト思ヒマスケレドモ、政府トシテ

ハ少シマダ決定シ兼ねテ居ル

○長谷川宗治君 只今政府委員ノ説明ヲ拜聽致シマ

シテゴザイマス、成程郡ノ自治體トシテハ、此二村ヲ除キマスト是ダケ減リマスカラ、色々ノ關係ハアリマセウケレドモ、秩父郡ハ地形上ニ於テハ埼玉縣ノ三分ノ一ヲ占メテ居リマス、ソレデ町村ノ數ハ現在ガ三十四アリマス、之ヲ二箇村ヲ取りマシテモ、二町三十箇村アリマス、他ノ郡ニ比較致シマシテサウ小サクアリマセヌ、此以下ニ當ル郡ガ比企郡、北葛飾郡若クハ兒玉郡、此三郡ノマダ上ニ人口ト云ヒ、戶數ト云ヒアリマス譯デアリマス、ソレデ郡關係ノ事業デ、一番郡デ郡費ヲ支出スル上ニ於テ、苦痛ト致シテ居ッタ農業學校、此農業學校モ——郡立ノ農業學校モ大正十年度、即チ來年度ヨリハ縣費ニ引直スコトニ縣會ハ決議シテアリマス、デスカラ最早郡ノ事業トシテ、サウ困難ノ事業モナイト思ヒマス、隨テ郡費モ今後ハ非常ニ減ジラウト思ヒマス、尙ホ内秩父ノ景況ヲ申シマスレバ、秩父鐵道ノ開通以來非常ナル發展ヲシテ居リマシテ、大抵ノ郡ガ國勢調査ノ人口、戶數ニ依ルト、從來ノ戶籍ノ調ヨリハ何レモ減ジテ居リマス次第デアリマスガ、此秩父郡ニ限リマシテハ國勢調査ノ結果殖エテ居ル、斯ウ云フ工合ニ發展シテ參リマスル郡デアリマスルカラ、殊ニ外秩父ヲ入レテ彼此論爭スルヨリ、内秩父ダケデ行政區畫トシテ方ガ、却ッテ將來ノ爲メニ宜カラウカ、又今日ハ之ヲ組織ヘル所ノ時機デアラウト思ヒマス、政府ニ於カレマシテモ、何時カト申シマセヌデ、是非此際御同意ヲ願ヒタイト思ヒマス

○神谷彌平君 私モ提案者ノ一名デアリマシテ、變更ヲ希望スル一人デアリマス、名栗、吾野ノ此兩村ノ下ニハ、長谷川君ヨリ申述ベタ如ク、萬般ノ事ニ就テ現在ノ秩父郡ト致シマシテハ、沒交渉ニナッテ居リマス、沒交渉ノミナラス紛擾ノ起因ヲ爲シテ居ル嫌ヒモアリマス、何事ニ依ラズ、道路ノ如キ、或ハ商業上ノ如キ、其他ニ就キマシテハ、非常ニ紛擾ヲ見ルト云フ嫌ガアル次第デアリマス、之ヲ此儘ニシテ置クト云フト其土地ノ發展上大ニ宜シクナイト云フコトハ、實際ニ於テ明ニナッテ居ル譯デアリマス、故ニ政府ニ於カレマシテモ直チニ之ニ同意シ、此兩村ノ發展、並ニ秩父郡ノ之ヲ離ルルコトノ利益ナリト云フ

コトハ明デアアル次第デアリマスルカラ、是非共之ニ對シマシテハ政府ニ於テハ直チニ同意シ、委員會ハ全會一致ヲ以テ通過セラレンコトヲ私トシテモ望ム次第デアリマス、宜シク……

○樋口伊之助君 一寸委員長ニ御尋致シマスルガ、此案ハ數十年ノ宿題ニナッテアッテ、殊ニ此議會デハ何回モ通過シタト云フコトガアルサウニゴザイマス、ソレデ此後ニ慣例ガ殘ルト行ケマセヌカラ、是ハ又委員長ノ御考モゴザイマセウカラ、ドウカ知リマセヌケレドモ、誰方ニモ私ハ異議ガナカラウト思フデゴザイマス、ノミナリマセズ是ハドレダケ又費用ガ要ッテ、ドウト云フコトモナイ案デモゴザイマスルカラ、即決ニヤッテ戴クト云フコトハ出來ヌモノデゴザイマセウカ、若シ慣例ガ殘ルト行ケナイト云フ御考ナラ、午後ニ再ビ委員會ヲ開イテ、明後日開クノヲ午後ニ開イテ結了シテ戴イタラドンナコトデアルデヤラウカト云フコトヲ、先キニ私ハ委員長ニ御尋ラシテ置キタイノデゴザイマス

○委員長(竹上藤次郎君) 樋口君ニ御答ヲ致シマス、慣例トシテ簡單ナルモノハ、其日ニ於キマシテ即決致シマシテモ、差支ナイ譯デアリマス、本案ノ如キモ即決シテ差支ナイト私ハ思ヒマスガ、政府ガ御調ニナッテ、尙ホ十五日ニモウ一回開イタ方ガ明確ナル政府ノ御答ガアル、斯様ニ信ジマスノデ、甚ダ御面倒デアリマスルガ、モウ一回十五日ニ開クヤウニシタイ考デゴザイマス

○樋口伊之助君 諒解致シマシタ、併ナガラ私ハ意見トシテ申上ゲテ置キタイノハ、成程政府トシテハ御考ヲ下サリ、或ハ調ベタ上ニモ調ラシテ御遣リ下サルコトガ、是ガ當然デハゴザイマスルケレドモ、斯ウ云フコトハ今回ノ此案ノミナラズ澤山アルノデゴザイマス、澤山アルニ就キマシテハ、矢張此請願シテ來、或ハ此提案ニ係リマスヤウナ部分ト云フモノハ、徐々ニ私ハ片付ケテ上ゲタラドウデアラウカ、斯ウ云フ私ハ意見ヲ持ッテ居ルノデアリマス、是ハ多大ノ不便デゴザイマスルシ、能ク一ナラコソ數十人モ之ヲ斯ウシテカラニ御在デニナルノデアリマスカラ、本案ハ一日モ早ク斯ウシテ提出サレタ以上ニ

ハ片付ケテ、其縣ノ満足ヲ與ヘルヤウニシテ上ゲテコソ、私ハ政府トシテノ責任ノ一部分ダラウト云フコトハ信ジテ疑ハヌノデアリマスカラ、ドウカ日モ切迫シテ居リマスシ、會期モゴザイマセヌカラ、今委員長ノ御説モ御尤デゴザイマスルガ、一日モ早ク之ヲ結了シテ、本會ニ掛ケテ私ハヤッテシマヒタイト云フ考デゴザイマスカラ、私ハ原案ニ賛成致シマス

○委員長(竹上藤次郎君) 再ビ樋口君ニ申上ゲマスガ、此案ハ頗ル簡單ナヤウデモアリマスルガ、理由書ニハ只今長谷川君ナリ、神谷君ノ仰シヤッダ理由ノ極大要ダケシカ書イテナイノデアリマス、只今ノ御兩君ノ賛成御演説ニ依ッテ政府モ十分諒解サル所モアルト思ヒマスルガ、ソレヲ基礎ニシテ政府ハ十分調査ヲ此次マデモサレルコトト思ヒマス、其時ニ願ヒタイト思ヒマス

○神谷彌平君 速記ヲ止メマシテ、政府委員ト一寸懇談シテ見タイデスガ、如何デゴザイマセウ

○委員長(竹上藤次郎君) 協議會ニ……

○神谷彌平君 協議會ニ……

○委員長(竹上藤次郎君) 差支アリマセヌ、ソレデハ協議會ニ移リマス、一寸速記ヲ……

〔此間速記中止〕
○委員長(竹上藤次郎君) 再ビ會ヲ開キマス——御質問モナイヤウデアリマスカラ、質問終了ニ致シマス——本日ハ之ヲ以テ散會致シマス
午前十一時十三分散會